

新潟市消防局 消防用設備等運用指針

2022



新潟市消防設備業連絡協議会

新潟市消防局 消防用設備等運用指針

2022

新潟市消防設備業連絡協議会

監修：新潟市消防局予防課



◇ 目的・用例・凡例

1 目的

この指針は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）及び新潟市火災予防条例（昭和 37 年条例第 12 号）の規定に基づき設置される消防用設備等について、法令に基づく技術基準の運用を明確にし、また本市で適用する特例基準及び指導基準を明らかにするとともに、審査事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

2 運用上の留意事項

- (1) 消防機関として火災等の災害に係る知見、消防用設備等に係る技術基準を定めた背景等及び防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために当市が附加した行政指導事項も含まれている。
- (2) 指導事項（指針内は無印）については、防火対象物の安全性向上のために定めたものではあるが、関係者に義務を課すものではなく、その意団や効果について十分な説明を行い、理解を得た上で指導すること。
- (3) 消防用設備等の設置は、その設置状況や利用形態を勘案し、消防対象物関係者及び消防隊が有効に活用できるように設置指導に努めること。
- (4) 消防用設備等は、相互に関連して有効に使用できるように設置指導すること。
- (5) 任意設置であっても良好に使用できるよう、法令、条例及び本指針により指導すること。

3 用語の略称・用例

法	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
令・施行令	消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
規則・施行規則	消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
危令	危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
危則	危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）
条例	新潟市火災予防条例（昭和 37 年条例第 12 号）
条例規則	新潟市火災予防条例施行規則（昭和 37 年規則第 25 号）
建基法	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
建基令	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）
建基則	建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）
特殊消火設備	水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備の総称
特定用途	施行令別表第 1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、6 項、(9)項イ、(16)項イ、(16 の 2)項及び(16 の 3)項に掲げる用途
特定 1 階段防火対象物	施行令第 21 条第 1 項第 6 号の 2 に掲げる防火対象物
耐火構造	建基法第 2 条の規定によるもの
準耐火構造	建基法第 2 条の規定によるもの
防火構造	建基法第 2 条の規定によるもの
不燃材料	建基法第 2 条、建基令第 108 条の 2 の規定によるもの
準不燃材料	建基令第 1 条の規定によるもの
難燃材料	建基令第 1 条の規定によるもの
防火設備	建基法第 2 条、建基令第 109 条の規定によるもの
特定防火設備	建基令第 112 条の規定によるもの
JIS	工業標準化法（法律）による日本工業規格
日本消防設備安全センター	一般財団法人日本消防設備安全センター

4 凡例

本運用指針の各文末尾の記号は、次のとおりとする。

- (1) ★ : 法令基準 法令に明記されているもの
- (2) ☆ : 法令基準＋指導基準 法令基準に通知や質疑等の見解を勘案して解釈した基準
- (3) 無印 : 指導基準 過去の事故事例等から得た知見により、本市独自に運用している基準

5 記載例

- ◇配管●2(1) … 本指針本文中「◇配管」の「●2」の「(1)」を示す。
- ◇●6平成23年9月1日追加 … 本文中「●6」を平成23年9月1日に追加したことを示す。
- ◇(2)平成23年9月1日改訂 … 本文中「(2)」を平成23年9月1日に改訂したことを示す。
- ◇表2平成23年9月1日削除 … ◇本文中「表2」を平成23年9月1日に削除したことを示す。

6 その他

- (1) 各消防用設備等に共通する総合操作盤、加圧送水装置、配管、水源、非常電源及び配線並びに標識は、個別に別途記載した。
- (2) 本文中に「要特例申請」とあるのは、◇消防同意●4 特例申請の「特例基準適用申請」による消防長又は消防署長の承認手続きが必要であること。